

市民税・道民税特別徴収税額の納期の特例の要件を 欠いた場合の届出書

年 月 日

(あて先)

美唄市長

特別徴収義務者(給与支払者)

住所又は所在地	〒	
氏名又は名称		
代表者職氏名	(印)	
特別徴収義務者 指 定 番 号		
法 人 番 号 又 は 個 人 番 号		
連絡先担当者	氏名	電話

美唄市税条例第50条の4の規定により特別徴収税額の納期の特例について下記のとおり届出します。

- 1 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため
- 2 その他 ()

備 考	
-----	--

(注意事項)

- 1 この届出書を提出した場合には、提出日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が失われることとなります。

※給与の支払を受ける者が再度常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。

- 2 この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した金額は通常の納期限に納入していただくこととなります。

〈 例 〉 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限
 12～2月分⇒4月10日まで 3月分⇒4月10日まで 4～5月分⇒翌月10日まで